

那須塩原市農業委員会

# 第30回総会議事録

令和4年12月26日（月）

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和4年12月26日（月）午後1時30分～ 午後2時43分

2. 場 所：西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長	3	君島 良一	委員	11	菊地 寿行
会長職務代理者	2	加藤 拓央	”	12	藤田 一郎
委員	1	石崎 清	”	13	高瀬 和夫
”	4	松本 誠治	”	14	松本 忠太
”	5	金田 廣衛	”	15	室井 孝美
”	6	木下 久雄	”	17	樋江 栄作
”	7	三本木 直人	”	18	渡辺 秀一
”	8	秋元 誠	”	19	島田 晴子
”	9	大田原 重夫	”	20	竹村 文祥
”	10	田淵 徹			

4. 欠席委員：1名 16番 江連 節男委員

5. 議事録署名人の指名：19 島田 晴子委員、20番 竹村 文祥委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第3条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）
- 7) 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 8) 議案第8号 非農地証明願いについて
- 9) 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 10) 議案第10号 那須塩原市農作業標準料金について
- 11) 報告第1号 会長専決処分報告について
- 12) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	相馬 勇	主事 葛生 裕昭
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり	
農地係長	佐藤 博之	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

- 議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第30回総会を開会いたします。  
今回の欠席委員は、江連 節男委員です。  
在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。  
次に、「議事録署名人の指名」を行います。  
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
総会規則に基づき、議長が指名することでご異議はございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、議席番号19番 島田 晴子委員と、20番 竹村 文祥委員を指名いたします。  
議案第1号「買受適格証明願いについて（法第3条関係）」を議題といたします。  
番号1番について、松本 誠治委員の報告を求めます。
- 松本 誠治委員 議案第1号、番号1番について報告します。  
競売となった農地の入札に参加するため、農地を取得できる者である証明が必要となることからの願い出です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立南小学校より北へ700メートルに位置しています。  
調査は、12月16日、午前11時頃に、申請地で願い出人から行いました。  
願い出人は新規就農者です。  
願い出人が申請に至った経緯は、競売物件を取得するためです。  
申請地の耕作予定は、イチゴの栽培を行う予定です。  
地元調査員としては、願い出人が申請地を耕作することに問題はないと判断しました。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号1番の願い出は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
- 議長 報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、松本 誠治委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。  
番号2番について、木下 久雄委員の報告を求めます。
- 木下 久雄委員 議案第1号、番号2番について報告します。  
競売となった農地の入札に参加するため、農地を取得できる者である証明が必要となることからの願い出です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立南小学校より北へ約450メートルに位置しています。  
調査は、12月15日、午後1時頃に、申請地で願い出人から行いました。

願い出人が申請に至った経緯は、願い出人が耕作している隣接地であるため、裁判所の方から競売の連絡が入ったということです。

申請地の耕作予定は、水稻の作付けです。

地元調査員としては、願い出人が申請地を耕作することに問題はないと判断しました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の願い出は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

松本 忠太委員 地元調査員お二人にお聞きしたいのですが、この1番と2番は同じ場所なのに、なぜ300メートル近くの違いがあるのですか？

事務局 場所の位置については、事務局の方で後ほど確認して調整したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。

樋江 栄作委員 議案第2号、番号1番について報告します。

農地に使用貸借権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

なお、借受人は農地所有適格法人の要件には該当しないため、「農地を適正に利用していない場合には、貸借契約を解除する」旨の条件が貸借契約書に付されております。

調査は、12月11日、午後2時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、上横林自治公民館より南へ約850メートルに位置しております。

借受人が申請に至った理由は、今年4月に後継者が就農したのを機に、農場の経営を見直したところ、農地の権利等を整理する必要があることから、本申請に至りました。

申請人の経営状況は、農業従事者は、申請人を含め3名です。乳牛85頭を飼養し、農機具はトラクター2台を所有し、デントコーンを4.16ヘクタール作付けしています。

申請地の耕作予定は、引き続きデントコーンを作付けする予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項及び、解除条件付き貸借の要件である第3項の各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

樋江 栄作委員 議案第2号、番号2番について報告します。

農地に使用貸借権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

なお、借受人は農地所有適格法人の要件には該当しないため、「農地を適正に利用していな

い場合には、貸借契約を解除する」旨の条件が貸借契約書に付されております。  
調査は、12月11日、午後2時15分頃、申請人宅で申請人から行いました。  
申請地は、上横林自治公民館より南へ約850メートルに位置しております。  
借受人が申請に至った理由は、今年4月に後継者が就農したのを機に、農場の経営を見直したところ、農地の権利等を整理する必要があることから、本申請に至りました。  
申請人の経営状況は、農業従事者は、申請人を含め3名です。乳牛85頭を飼養し、農機具はトラクター2台を所有し、デントコーンを4.16ヘクタール作付けしています。  
申請地の耕作予定は、引き続きデントコーンを作付けする予定です。  
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
また、農地法第3条第2項及び、解除条件付き貸借の要件である第3項の各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号2番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

石崎 清委員

1番と2番の譲渡人との関係を教えてください。同じ住所なのに名前が違うので、家族関係を教えてください。

樋江 栄作委員

1番の方の譲渡人は、申請人の父親になります。

2番の方は、申請人本人になります。申請が農場となっていますので、その経営者ということとで本人ということです。

議長

他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。

樋江 栄作委員

議案第3号、番号1番について報告します。

申請地にて農家住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、鍋掛十字路より南西へ約2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、現在の住宅は築40年が経過しており、家族からの要望もあって、新築をすることになりました。建築場所として、現在の居宅を取り壊して当該地に新築を検討しましたが、申請地に新しく住宅を建築し現在の住宅の1部を改修し、農機具納屋の倉庫として、現在の納屋と一体的に利用することが最適という結論になり、本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある区域にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に農家住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に畦畔を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

現地調査は、12月22日、午前10時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番及び3番について、加藤 拓央委員の報告を求めます。

加藤 拓央委員 議案第3号、番号2番について報告します。

申請地にて農業用施設を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須拓陽高等学校乃木農場内に位置しています。

申請に至った経緯は、乃木農場の牛の糞尿処理施設は老朽化に伴う度重なる故障による悪臭の問題や、旧型施設による農業教育効果上での支障が生じている為、今回新しい処理施設の建設により、糞尿処理と農業教育の高度化を図るとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある区域にあるので第2種農地区分となります。本件は、地域の農業の振興に資する施設の用に供するための転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に牛の糞尿処理施設を建築する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

現地調査は、12月21日、午前9時25分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

加藤 拓央委員 議案第3号、番号3番について報告します。

申請地にてアパートを建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大山小学校より南へ約200メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人が高齢ということもあり、息子も会社勤めをしているため、農地を維持管理していくのが困難となりました。土地の有効活用を検討したところ、申請地

は、学校や東北本線の近くにあり生活拠点として利用価値の高い場所で、管理上も最適な場所であるとのこと。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、12月21日、午前10時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤 拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤 拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

議案第4号は、番号1番、2番及び3番について取下げとなりました。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員 議案第5号、番号1番について報告します。

売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須拓陽高等学校より西へ約100メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、私達夫婦は、高齢者の仲間入りの年齢になり、2階建てでの生活がだんだん困難になりました。この度隣接地を取得するめどがたち、平屋を建築し不足している駐車場を作る為今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、12月21日、午前9時45分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番については取下げとなりました。

番号3番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員 議案第5号、番号3番について報告します。

使用貸借権の設定により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より南西へ約1.1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、仕事の都合で海外から家族と共に帰国し、実家に暮らしていますが、手狭な為実家に近いところで住宅地を探していたところ、父親が敷地の一部を使用することに了承したことから、住宅建築するための申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周辺農地との間に段差が生じないため、土砂及び雨水の流出はありません。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

現地調査は、12月21日、午前11時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、三本木 直人委員の報告を求めます。

三本木 直人委員 議案第5号、番号4番について報告します。

売買による所有権の移転により、資材置場として造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より西へ約300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、電気工事業を営んでおり、建設重機と移動出来る現場事務所の置き場として、会社の隣接地を利用したく今回の申請に至りました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は、既存施設の2分の1未満の敷地拡張として転用するものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は申請地に 資材置場を造成する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は砂利敷きによる地下浸透処理とします。

周辺農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置します。

現地調査は、12月22日、午前9時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります

議長 報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木 直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員 議案第5号、番号5番について報告します。

使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島中学校より北東へ0.5キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在親と同居していますが、世帯を分離するため隣接地に離れを新築することになりましたが、建物配置の都合上、農地の一部を建物敷地とするため今回の申請に至ったとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲の既存大谷石土留めにより、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、12月21日、午前9時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番については、取下げとなりました。

次に、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）」を議題といたします。

番号1番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員

議案第6号、番号1番について調査結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域への編入です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、藁沼自治公民館より南東へ約800メートルに位置しています。

調査は、12月21日、午後0時20分頃に行いました。

申請人は、農地の保全及び農業用施設用地の指定のため、農用地に編入したいとのことです。

申請人の経営状況は、水稻188アール、アスパラガス116アール、ススキ79アールを作付けしており、トラクター2台、ホイローダー1台、自走ロールベアラー1台、田植え機1台を所有しています。

申請地の利用予定としては、アスパラガス用のハウスを建て、アスパラガスを栽培します。

調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

番号1番及び2番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員

議案第7号、番号1番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立東原小学校より北へ2.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前9時40分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は那須工場においてプラスチック製品加工、各種コネクタ、通信機器の接続部品を製造し業績を上げています。従業員も増え駐車場も満車に加え、大型車の出入り等危険も高まっています。今回工場に隣接する土地を購入できることとなり、駐車場と野外運動場を新設するための除外申請です。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にある

ので第2種農地区分となります。本件は、申請地でしか事業の目的が果たせないと認められるため立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整のうえ、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

木下 久雄委員

議案第7号、番号2番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、JR那須塩原駅より北へ約600メートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前10時5分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は、主に土木建築工事を請け負っており、不動産売買、不動産賃貸業を営んでいます。新たに収益を得る手段として、那須塩原駅に近い申請地において宅地分譲し、建て売り住宅販売をするための除外申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整のうえ、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号3番及び4番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員

議案第7号、番号3番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、二つ室自治公民館より北西へ100メートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前11時20分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は、県北部を中止に建売分譲を展開しており、申請地は交通の便もよく、商業施設や学校など2キロメートル圏内にあり便利な土地柄であり、需要が見込めることから除外の申請に至ったとのこと。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地

金田 廣衛委員

基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整のうえ、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議案第7号、番号4番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、二つ室自治公民館より南へ1キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前11時15分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は現在、家族でアパートに暮らしておりますが、将来家族が増えることと申出地が親族の隣接地であることから住宅敷地として除外申請に至ったとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整のうえ、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号5番及び6番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員

議案第7号、番号5番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立南小学校より南東へ約1.4キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前10時25分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、現在実家に近い借家に住んでいますが、子供が生まれ手狭になったため、住宅建築を計画しました。夫婦共働きであり、今後子育ての支援を実家に頼らざるを得ない状況であり、また両親の将来の介護を考慮し実家付近での住宅建築を計画しました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地

基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整のうえ、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

高瀬 和夫委員

議案第7号、番号6番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立南公民館より南へ約1.4キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前10時30分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、那須塩原市から大田原市内、矢板市へのアクセスの都市計画道路の計画が本格化し地域住民の利便性の向上のため店舗を新設したい。建設の際に来店用の駐車場が不足してしまうため、隣接の農地を一部取り込む必要性から申請にいたしました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は、隣接する土地と一体の事業の目的に供し、第1種農地の占める面積の割合が3分の1を超えないため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整のうえ、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号7番及び8番について、加藤 拓央委員の報告を求めます。

加藤 拓央委員

議案第7号、番号7番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立南小学校より北西へ約1.2キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前10時40分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は、申請地において住居兼法人事務所と倉庫を構え、3世帯が同居し生活の拠点となっています。敷地内には家族所有の駐車スペースしかなく、来客者は路上駐車するなど危険な状況であるため、敷地南側隣接地に家族用と法人来客用の車両8台分の駐車場とするための申請です。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は、周辺の地域にて居住する者の業務上必要な施設で

加藤 拓央委員

集落に接続して設置されるものであるため、立地基準上問題ありません。  
調査の結果、除外後の転用は他法令との調整のうえ、許可が可能であると考えます。  
地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議案第7号、番号8番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、二区町自治公民館より西へ約2キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前11時頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は、大田原、西那須野地区を中心に貸倉庫業を営んでおり、貸倉庫を必要とする企業が増加しており、新たな倉庫確保が必要となっています。申請地は野崎工業団地に隣接しており、国道4号線に接していることから、今後も貸倉庫需要が見込めるため、貸倉庫建設のための除外申請です。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。本件は、申請地でしか事業の目的が果たせないと認められるため立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令との調整のうえ、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤 拓央委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤 拓央委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号9番及び10番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員

議案第7号、番号9番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立西小学校より南へ1.8キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前11時45分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は現在那須塩原市内に居住していますが、親が高齢になることもあり、介護ができる申請地が実家に隣接していることから今回の申請になりました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

菊地 寿行委員

調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整のうえ、許可が可能であると考えます。  
地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議案第7号、番号10番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立西小学校より北へ2.2キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前11時55分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は現在、那須塩原市内において産業廃棄物処理業を主として事業展開をしておりますが、近年環境問題が大きく取りざたされるようになり、処理する廃棄物の量が確実に増加しており、処理能力等を含め拡大して行くことが懸念されていることから、現有地施設だけでは足りなくなってしまうことから、新たな施設確保を計画しました。また、特殊施設であるため使用まで相当時間を要することから、先手での申請となります。

申請地の立地状況は、申請地は、道路・下水道管その他の公共用施設又は鉄道の駅その他施設の整備状況が一定程度達している区域にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整のうえ、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号10番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号11番については、取り下げとなりました。

番号12番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員

議案第7号、番号12番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立西那須野中学校より南西へ1.2キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前11時35分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は那須塩原市内において不動産全般の業務を行っておりますが、申出地が幹線道路沿いにあることや、学校、スーパーなど生活環境が良く建売分譲地として最適なため今回の申請となりました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整のうえ、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号12番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号12番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第8号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番及び2番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。

藤田 一郎委員 議案第8号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市役所より北西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前9時30分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。

藤田 一郎委員 議案第8号、番号2番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、JR那須塩原駅より南へ約700メートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前10時20分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、建築物の全部事項証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田 一郎委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田 一郎委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

番号3番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員

議案第8号、番号3番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立大山小学校より南へ200メートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前10時頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。

次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

議案第9号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書17ページから72ページが「利用権設定関係」の案件で222件、

合計面積は1,782,215.76平方メートルとなります。

この内41ページから72ページの154件、953,913.85平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて73ページが「所有権移転関係」の案件で3件、面積は、52,767平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題は無いと思われまます。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第9号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第10号「那須塩原市農作業標準料金について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山補佐 それでは、議案第10号「那須塩原市農作業標準料金について」御説明いたします。

資料は74、75ページになります。

当議案につきましては、毎年、農作業標準料金を定めておりますが、来年度令和5年度分につきまして、御審議をいただくものです。

料金表案は75ページ裏面になります。

委員からのご意見や農作業標準料金検討委員会で検討した結果、令和5年度の料金は、料金表の一番下の農作業一般の料金のみを改定する案です。

令和4年度との違いは、

令和4年度は、1人・1時間 882円、栃木県最低賃金。

令和5年度は、1人・1時間 913円、栃木県最低賃金とするものです。

なお、備考欄の記載内容につきましては、例年最低賃金が10月に改定されており、年度途中での改定となるため、留意事項として記載しました。

令和5年度の農作業標準料金につきまして、この内容で決定してよろしいか、御審議をお願いします。

議長 報告が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第10号については決定することに決しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長 今回は会長専決処分に該当する案件はありませんでした。

以上です。

議長 報告が終わりました。

該当案件はありませんので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山補佐 それでは、追加資料76ページの報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を御覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づ

き農業委員会に届出が必要とされておりますが、11月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

11月は、相続を原因とした権利移動の届出を12件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。報告は以上です。

議長 報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で、全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第30回総会を閉会いたします。